

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 2
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所
 弁護士 中島 徹
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
 【報告義務発生日】(4) 平成18年10月2日
 【提出日】 平成18年12月28日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3
 【提出形態】(5) 連名



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社日本システムディベロップメント
会社コード	9759
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所(第1部) 大阪証券取引所(第1部)
本店所在地	大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目3番7号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160、 メロン・フィナンシャル・センター
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1978年6月6日
代表者氏名	ジェフ・マンロー (Jeff Munroe)
代表者役職	最高投資責任者 (Chief Investment Officer)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】 (9)

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			1,472,600
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 1,472,600
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	1,472,600	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	25,586,080
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		5.76%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.67%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月10日	普通株	202,900	取得	4,421.41
平成18年8月10日	普通株	800	処分	4,412.50
平成18年8月14日	普通株	6,100	取得	4,462.84
平成18年8月22日	普通株	200	取得	4,605.00
平成18年8月23日	普通株	6,100	取得	4,604.59
平成18年8月24日	普通株	300	取得	4,600.00
平成18年8月25日	普通株	1,500	処分	4,558.67
平成18年9月6日	普通株	12,000	取得	4,468.50
平成18年9月6日	普通株	11,200	処分	4,473.93
平成18年9月7日	普通株	8,600	処分	4,359.93
平成18年9月11日	普通株	2,800	取得	4,373.93
平成18年9月14日	普通株	2,800	取得	4,197.14
平成18年9月19日	普通株	40,000	取得	4,443.00
平成18年9月21日	普通株	14,100	取得	4,289.57
平成18年9月22日	普通株	6,000	取得	4,269.33
平成18年9月25日	普通株	20,000	取得	4,267.00
平成18年9月25日	普通株	1,700	処分	4,255.88
平成18年9月26日	普通株	28,400	取得	4,316.13
平成18年9月27日	普通株	26,000	取得	4,355.65
平成18年9月28日	普通株	40,000	取得	4,636.50
平成18年9月28日	普通株	800	処分	4,621.25
平成18年9月29日	普通株	50,000	取得	4,786.40
平成18年10月2日	普通株	45,500	取得	4,857.51

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	6,513,379
上記 (T) の内訳	顧客資産
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	6,513,379

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02108-4408、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、メロン・フィナンシャル・センター
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1970年8月24日
代表者氏名	パトリック・シェパード (Patrick Sheppard)
代表者役職	社長兼最高業務執行責任者 (President and Chief Operating Officer)
事業内容	企業資産管理業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】（9）

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			507,700
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 507,700
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	507,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	25,586,080
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		1.98%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.02%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月8日	普通株	400	処分	3,930.00
平成18年8月9日	普通株	700	取得	3,980.00
平成18年8月17日	普通株	3,700	処分	4,633.78
平成18年8月30日	普通株	2,700	処分	4,509.26
平成18年9月6日	普通株	100	処分	4,480.00
平成18年9月19日	普通株	1,800	処分	4,380.00
平成18年9月26日	普通株	1,800	処分	4,321.11

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	2,033,213
上記 (T) の内訳	顧客資産
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	2,033,213

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)
住所又は本店所在地	英国、EH2 4DZ、エジンバラ、ワン・シャルロット・スクエア
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年6月7日
代表者氏名	ドクター・ケー・ジェイ・ライアル (Dr. K. J. Lyall)
代表者役職	投資部長 (Investment Director)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】 (9)

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			2,400
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 2,400
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	2,400	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	25,586,080
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(P+Q) \times 100$)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		---%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

該当なし

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R)(千円)	0
借入金額計(S)(千円)	0
その他金額計(T)(千円)	4,584
上記(T)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円)(R+S+T)	4,584

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】(14) 該当なし

1【共同保有者／1】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 年 月 日現在)	Q
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)

ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)

ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			1,982,700
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 1,982,700
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	1,982,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	25,586,080
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		7.75%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.70%

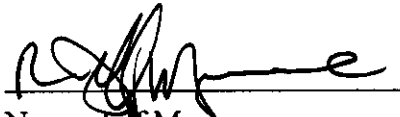
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Newton Investment Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of the United Kingdom, with its principal office at Mellon Financial Centre, 160 Queen Victoria Street, London, EC4V 4LA (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Tohru Nakajima and Naoko Kamimura, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Jeff Munroe, this 2nd day of November, 2006.

Newton Investment Management Limited

By:



Name: Jeff Munroe

Title: Chief Investment Officer

[訳 文]

委 任 状

英国法に準拠して設立され、存続し、英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160、メロン・フィナンシャル・センターに本店を有するニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、同上村直子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年11月2日、ジェフ・マンローをして本委任状に適法に署名せしめた。

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

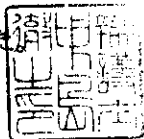
[署 名]

氏名： ジェフ・マンロー

肩書： 最高投資責任者

上記正訳致しました

弁護士 中島 徹



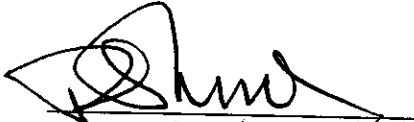
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that The Boston Company Asset Management, LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of Massachusetts, with its principal office at Mellon Financial Center, One Boston Place, Boston, MA 02108-4408 (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Tohru Nakajima and Naoko Kamimura, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Patrick Sheppard, this 31st day of October, 2006.

The Boston Company Asset Management, LLC

By:


Name: Patrick Sheppard
Title: President + COO

[訳 文]

委 任 状

マサチューセッツ州法に準拠して設立され、存続し、アメリカ合衆国、マサチューセッツ州02108-4408、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、メロン・フィナンシャル・センターに本店を有するボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、同上村直子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年10月31日、パトリック・シェパードをして本委任状に適法に署名せしめた。

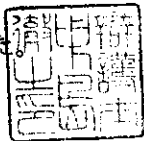
ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー

[署 名]

氏名： パトリック・シェパード
肩書： 社長兼最高業務執行責任者

上記正訳致しました。

弁護士 中島 徹



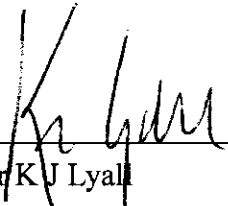
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Walter Scott & Partners Limited , a company organized and existing under the laws of Scotland, with its principal office at One Charlotte Square, Edinburgh, UK, EH2 4DZ (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Tohru Nakajima and Naoko Kamimura, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Dr K J Lyall, this third day of November, 2006.

Walter Scott & Partners Limited

By:


Name: Dr K J Lyall
Title: Investment Director

[訳 文]

委 任 状

スコットランド法に準拠して設立され、存続し、英国、EH2 4DZ、エジンバラ、ワン・シャルロット・スクエアに本店を有するウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、同上村直子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年11月3日、ドクター・ケー・ジェイ・ライアルをして本委任状に適法に署名せしめた。

ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド

[署 名]

氏名： ドクター・ケー・ジェイ・ライアル
肩書： 投資部長

上記正訳致しました。

弁護士 中島 徹

